

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
公布年月日・番号 平成 18 年 9 月 29 日・東京都規則第 205 号

## 1 概要

### 1 改正理由

省エネラベルは平成 17 年 7 月 1 日から東京都が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により対象品目を 5 台以上陳列販売する事業者に表示を義務付けている。国は、こうした都の省エネラベルの意向を反映した全国統一の省エネラベルによる表示制度を平成 18 年 10 月 1 日から施行することとしたため、関係規程を整備する。

### 2 改正事項の概要

(1) 統一省エネラベルへの移行に必要な関係規程の改正

(2) 省エネラベルの対象品目のテレビ(ブラウン管)に、液晶テレビ及びプラズマテレビを追加

(3) 平成 18 年 5 月 1 日から省エネラベルの掲示を休止していた、電気冷蔵庫への掲示を再開

## 2 施行期日

平成 18 年 10 月 1 日

## 3 問い合わせ先

都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通 03 - 5388 - 3567

内線 42 - 725